

2026年4月14日

各 位

会社名 株式会社コレックホールディングス
代表者名 代表取締役社長 栗林 憲介
(コード番号：6578 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役副社長グループCFO 西崎 祐喜
(TEL. 03-6825-5022)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2026年4月14日開催の当社取締役会（以下、「取締役会」という。）において、役員報酬制度の見直しを行い、当社の取締役（以下、「取締役」という。）を対象とする譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することとし、本制度に関する議案を2026年5月27日開催予定の当社第16回定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、取締役（社外取締役を除き、以下「対象取締役」という。）に対して、一定の期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと及び当社による無償取得事由等の定めがある当社普通株式（以下「譲渡制限付株式」という。）を割当てる報酬制度です。本制度の導入により、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上に対するインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を図ることを目的としています。

(2) 本制度の導入条件

本制度に基づく譲渡制限付株式の割当は、対象取締役に對して金銭報酬債権を報酬として支給し、当該金銭債権の現物出資により当社普通株式を割当てる方法により行われるため、本制度の導入は、本株主総会において株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

なお、取締役の報酬等の額は、2014年5月29日開催の当社定時株主総会において、報酬枠として年額500,000千円以内とご承認いただいておりますが、本株主総会では、本制度を新たに導入し、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に對し、譲渡制限付株式の割当のための報酬を支給することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

(1) 譲渡制限付株式の割当及び払込み

当社は、対象取締役に對し、譲渡制限付株式に関する報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込みます。これに際し、当社は当社の普通

株式を新株式の発行（以下「発行」という。）又は自己株式の処分（以下「処分」という。）により、譲渡制限付株式として対象取締役へ割当てることとなります。

本制度に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の割当のために支給する金銭報酬債権の総額は、1.（1）の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額100,000千円以内とします。

なお、本制度に基づき対象取締役に対して当社が発行又は処分する当社普通株式（以下「本割当株式」という。）の割当のための金銭報酬債権の具体的な支給額については、取締役会において決定いたします。

また、本割当株式の1株当たりの払込金額（割当時株価）は、本割当株式の割当に係る各取締役会決議の日の東京証券取引所における前取引日の当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

（2）本割当株式の総数

本割当株式の総数は、年73,500株以内とします。但し、本株主総会において本制度に関する議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（株式無償割当を含む。）、株式併合その他これらに準じた、割当てる本割当株式の総数の調整を必要とする場合には、当該効力発生日以降、当該本割当株式の総数を、分割比率・併合比率等に応じて合理的な範囲で調整するものとします。

（3）譲渡制限期間

本割当株式については、割当日から、対象取締役が取締役会が定める正当な事由により当社又は当社の子会社の取締役、執行役員、使用人の地位（以下、「当社における地位」という。）のいずれをも喪失するまでの間、譲渡、担保権の設定その他一切の処分をしてはならないものとします。

（4）譲渡制限付株式割当契約

本制度に基づき本割当株式として発行又は処分する当社普通株式の割当に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という。）を締結するものといたします。本割当契約の主な内容は以下の通りです。

① 制限の内容

対象取締役は、譲渡制限期間中、本割当株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

② 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が取締役会が定める期間（以下、「役務提供期間」という。）中継続して当社における地位のいずれかにあったことを条件として、本割当株式の全部について譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。役務提供期間は、原則3年間とし、具体的な期間は取締役会で定める。また、役務提供期間が満了する前に、取締役会が正当と認める理由により対象取締役が当社における地位のいずれをも喪失（死亡による地位喪失を含む。）した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整する。

③ 本割当株式の無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点において②の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。また、譲渡制限期間が満了する前に取締役会が正当と認める理由によらずして、対象取締役が、当社における地位のいずれをも喪失した場合、その他取

締役会が別途定める事由が生じた場合には、当該事由発生時から速やかに本割当株式の全てにつき当社が無償で取得する。

④ 組織再編等における取扱い

①の制限の内容にかかわらず、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が株主総会（但し、当該組織再編等につき当社の株主総会による承認を要しない場合は取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、譲渡制限の解除その他必要な事項について合理的な調整を行うものとする。

なお、本割当株式は、譲渡制限期間中に第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、当該期間中は、対象取締役が株式会社SBI証券に開設する専用口座で管理される予定です。

以上